

# 最低賃金制度の動向と 今後の課題

## 金属労協・最賃センター



雇用形態の多様化やそれに伴う低賃金層の増大に対して、賃金の最低限を保障するセーフティーネットとして最低賃金制度を強化するべきであるとの認識が広がっている。2007年に成立した改正最低賃金法では、最低賃金制度を強化する見直しが行われ、2007年、2008年の「成長力底上げ戦略円卓会議」において、最低賃金の引き上げにつながる政労使の合意がなされた。2007年、2008年と従来に比して大幅に引き上げられた最低賃金の動向について紹介する。

業別最低賃金の不要論等の意見を踏まえて「その在り方を速やかに検討する」とされたことを契機に検討されてきた。しかしながら、産業別最低賃金については、そうした不要論を退け、「特定最低賃金」としてそれまでの制度の枠組みと運用方針を継承することとなった。

一方、地域別最低賃金については、決定基準である労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払い能力という3つの要素のうち、労働者の生計費に関して、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護にかかわる施策との整合性も考慮する」ことが盛り込まれた。生活保護との整合性については、国会審議の中で、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮する趣旨であることが明らか

かにされている。

### 2007年の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意

2008年の最低賃金法の改正に先立ち、政府は中小企業等の生産性向上と最低賃金の引き上げに関する合意形成をめざして、政労使による「成長力底上げ戦略推進円卓会議」を設置した。2007年7月の第3回円卓会議では、以下の4点の「合意」を確認した。

第一点として、中小企業等の生産性向上と最低賃金の引き上げの基本方針について年内を目途にとりまとめる。二点目として、最低賃金法改正案については速やかな成立が望まれる。三点目として政府は「中小企業生産性向上プロジェクト」に全力をあげて取り組む。そして四点目と

して、2007年度の最低賃金について、従来の考え方の単なる延長線上ではなく、働く人の「賃金の底上げ」を図る趣旨に沿った引き上げが図られるよう十分審議されるように要望する、との内容が盛り込まれた。

### 2007年度地域別最低賃金額改定の目安

2007年度の地域別最低賃金額改定の目安審議では、「成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配慮した」調査審議を求める、との異例の諮問が行われた。難航を極めた審議の結果、2007年度の目安は、Aランク19円、Bランク14円、Cランク9〜10円、Dランク6〜7円の引き上げとなり、目安の全国加重平均は14円となった。これは、2006年度の目

### 改正最低賃金法の施行

2008年7月に改正最低賃金法が施行された。最低賃金法の改正は、2004年3月の「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、産

安(Aランク4円、Bランク4円、Cランク3円、Dランク2円)を大きく上回るものであり、最低賃金の底上げにつながる第一歩となっている。

## 2008年の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意

2008年6月の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」では、「中小企業の生産性向上と最低賃金の中期的な引上げの基本方針について(円卓合意)」が確認された。この中で最低賃金の中長期的な引き上げについて、賃金の底上げを図る趣旨から、生活保護基準との整合性や高卒初任給との均衡を勘案して、当面5年間程度で引き上げをめぐらし、政労使が一体となって取り組む、との合意がなされた。

賃金の底上げを図る趣旨で最低賃金を引き上げることが合意されたことは大きな意義を持つ。また、高卒初任給の水準については合意がなされなかったものの、生活保護基準や高卒初任給という水準との均衡を勘案して最低賃金を決定することが盛り込まれたことは、労働組合が従来から主張してきた「水準を重視した審議」につながるものであるといえる。

## 2008年度の地域別最低賃金額改定の目安

2008年度の地域別最低賃金改定の目安では、中央最低賃金審議会に対して、最低賃金を取り巻く状況や、改正最低賃金法の趣旨を踏まえ、成長力底上げ戦略推進円卓会議における賃金の底上げに関する議論にも配意した調査審議を求めるとの諮問がされた。

審議の結果、2008年度の目安では、従来のランクごとの引き上げ額の目安(表1)に加え、生活保護と最低賃金の比較を行った上で乖離額(表2)を明示し、乖離額を解消するための期間として定めた年数で除した金額と(表1)の金額とを比較して大きい方の額を目安とすることとされた。なお、2008年度の目安の全国加重平均は15円となった。

乖離を解消する年数については、原則として2年以内としながら、東京・神奈川が3年程度、北海道が5年程度で解消することとされた。

## 目安制度のあり方に関する全員協議会

地域別最低賃金は、2年連続で従

来と異なる大幅な引き上げとなったが、新たな課題を抱えることとなった。

ひとつは、地域間格差の拡大である。地域別最低賃金の全国加重平均は、2006年度673円(前年比5円増)、2007年度687円(前年比14円増)、2008年度703円(前年比16円増)へと引き上げられ、全体の底上げが図られてきた。しかしながら、最低賃金が最も低い県の最も高い県に対する比率をみると、2006年には84.8%(東京719円に対して、沖縄610円)であった地域間格差が、2007年には83.6%(東京739円に対して、沖縄等618円)へと拡大し、2008年には81.9%(東京・神奈川766円に対して、沖縄等627円)へとさらに拡大した。

(表1)ランクごとの引き上げ額の目安

Aランク	15円
Bランク	11円
Cランク	10円
Dランク	7円

(表2)生活保護と最低賃金の乖離額

北海道	53円
青森	11円
宮城	20円
秋田	9円
埼玉	41円
千葉	16円
東京	80円
神奈川	89円
京都	33円
大阪	34円
兵庫	22円
広島	22円

今後2年間で生活保護と最低賃金の乖離を解消すれば、地域別最低賃金の地域間格差がさらに拡大する可能性が高い。

もうひとつは、生活保護と地域別最低賃金との比較方法である。2008年度の目安では、「手取額でみた最低賃金額と、衣食住という意味で生活保護のうち若年単身世帯の生活扶助基準の都道府県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えたものとを比較することが適当」とされた。しかしながら、誰もが生活保護を上回る最低賃金水準とするためには、都道府県内で最も生活保護水準が高い県所在地の生活保護基準と最低賃金を比較すべきであるなどの問題がある。

最低賃金と生活保護基準の比較方法に関する労使の主張点

	公益委員見解	労働者側	使用者側
生活保護基準の級地	都道府県内人口加重平均。	全ての勤労者に対して生活保護基準を上回る最低賃金が適用されるためには、県内で最も高い生活保護基準である、県庁所在地の生活保護基準とすべき。	県内人口加重平均。
給付の範囲	生活扶助（第1類費（12～19歳）＋第2類費十期末一時扶助費）、住宅扶助実績値を対象とする。	期末一時扶助を加えるべき。	期末一時扶助は付加的給付であり加えるべきでない。
最低賃金を月額に換算する際の労働時間	企業規模・職種・業種・年齢・年度で幅があり計算結果が安定しないので、法定労働時間に基づくものとする。	実労働時間とすべき。	法定労働時間とすべき。
可処分所得の比率	中賃目安としては最低限度の金額で控除されるものとする。	都道府県ごとの可処分所得の比率とすべき。	中賃目安としては最低限度の金額で控除されるものとする。
生活保護との乖離の解消期間	原則として2年以内に解消する。今年度の引き上げ額がこれまでに例を見ないほどに大幅になるケースについては、3年程度で解消する。地域の経済や雇用に著しい影響を及ぼすおそれがあるケースについては、5年程度で解消する。	単年度を基本とし、できる限り短期間で解消する。	厳しい県については、一定の解消期間を設けるべき。
他	具体的な解消期間及び解消額については、地域の経済・企業・雇用動向等も踏まえ、地方最低賃金審議会がその自主性を発揮することを期待する。		

**産業別最低賃金の優位性を確保するために**

2009年には、「目安制度のあり方に関する全員協議会」が設置され、制度の見直しが行われる。目安制度のあり方については、労働者側委員が従来から主張してきた水準を重視した審議を踏まえた目安の示し方や、労働者全体の賃金実態を反映した審議を行うためのデータ整備などに加え、法改正を踏まえた目安制度のあり方について論議を行う必要がある。

最低賃金と生活保護水準との乖離額がある都道府県については、数年のうちにその解消を図ることとされたことから、神奈川県では、2009年度に795円以上、2010年度には825円以上に引き上げられることが確実であり、東京都も同水準以上をめざすことが見込まれている。産業別最低賃金は、18歳未満・65歳以上や軽易業務を除外した基幹的労働者を対象とした最低賃金であり、地域別最低賃金を10～20%上回る水準を維持してきた。しかしながら、地域別最低賃金が大幅に引き上げられることが見込まれる都府県では、地域

別最低賃金に対する優位性を従来どおり維持することが困難になることが懸念されている。仮に、産業別最低賃金が地域別最低賃金を下回った場合には、その産業別最低賃金は効力を失うことになる。このため、地域別最低賃金に対する産業別最低賃金の優位性を確保し、さらに基幹的労働者にふさわしい水準へと引き上げていく取り組みを強化する必要がある。

金属労協では、同一価値労働同一賃金に基づく均等・均衡待遇実現の観点から、高卒初任給に準拠した水準で企業内最低賃金協定を締結し、その水準へと産業別最低賃金を引き上げる取り組みを推進している。産業別最低賃金の実効性を高めるためには、春季生活闘争において、企業内最低賃金協定の締結拡大と水準の引き上げに取り組むことが重要である。組織労働者の企業内最低賃金協定の締結を未組織労働者に波及させるように、労働組合の社会的責任を果たしていかなければならない。